

○ 西いぶり広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

〔 令和 2 年 1 月 3 1 日
規 則 第 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西いぶり広域連合職員の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第 2 条 この規則の施行については、室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年室蘭市規則第 1 号）の例による。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。